

平成 27 年 12 月 3 日



日米欧中韓による第4回商標五庁(TM5)会合において 商標の国際出願時の手続きガイドを取りまとめました

12月1日及び2日に、日米欧中韓による商標担当五庁(TM5)会合をアメリカ・アレクサンドリアにおいて開催しました。今次会合では、商標の国際出願制度を使って各庁に国際出願する際の有用な手続ガイドを日本主導で取りまとめ、各庁の承認を得ました。また、いわゆる「悪意の商標出願」について、今後、各庁における事例集を作成すること等、計13のプロジェクトの成果を盛り込んだ共同声明を採択しました。

1. 背景

経済のグローバル化が進み企業間の競争が国際的にも激しさを増す中で、世界各国で安定した商標権を速やかに取得でき、適切に保護されるような環境を整えることが不可欠です。

そのような状況の中、2012年から、日本国特許庁(JPO)は韓国特許庁(KIPO)、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)、中国国家工商行政管理総局(SAIC)、米国特許商標庁(USPTO)と共に商標五庁(TM5)という枠組みにおいて、各国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を目的として国際協力に取り組んできました。

第4回目となる今次会合では、11の共同プロジェクトと2の新規プロジェクトについて議論を行いました。

2. 今次会合の主な成果

(1)国際商標出願の利便性向上プロジェクト

商標の国際出願(マドリッド・プロトコルを利用した国際出願)※をする際に、保護を求める国ごとに国内手続が相違したり言語の違いもあることから、出願人が必要な情報を入手し難い状況となっています。

今回、JPOが主導して、各庁の出願手続に関する情報ガイドをとりまとめ、これを各庁が承認しました。今後は、TM5ウェブサイトにおいて本ガイドを公表すること、及び次の活動として、世界知的所有権機関(WIPO)と協力して、TM5以外の国の情報についても提供していく等、提供する情報の拡充及び有効な活用方法について検討していくことも合意されました。商標の国際出願ユーザーの利便性向上が期待されます。

(2) 悪意の商標出願対策プロジェクト

有名な商標や地名が海外において無関係な第三者により無断で商標出願・登録される、いわゆる「悪意の商標出願」は、世界的な問題となっています。今回、「悪意の商標出願」について、各庁における最新の事例集を作成すること、及び各庁における最新の事例をユーザーに広く共有するため、悪意の商標出願事例紹介セミナーを 2016 年 3 月に東京で開催することについて合意されました。

※商標国際出願制度の概要

各国の官庁を経由して WIPO に商標の国際出願を行い、保護を求める国として指定した国の法律等に基づく審査を経た後、その国において商標の保護を確保できる制度です。

3. 今後の取組

日本国特許庁は、我が国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備に向け、TM5 の枠組みでの国際協力等を引き続き推進していきます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

特許庁 審査業務部商標課長 青木

担当者: 佐藤、竹之内、渡辺

電話: 03-3581-1101(内線 2806)

03-3580-8012(直通)

特許庁 総務部国際協力課長 三浦

担当者: 網谷、野口

電話: 03-3581-1101(内線 2572)

03-3503-4698(直通)